

小中学校保護者の皆様

都留市教育委員会
(公印省略)

学校給食におけるアレルギー対応について

都留市では、平成 29 年 1 月より、「都留市学校給食アレルギー対応ガイドライン」を策定し、学校給食のアレルギー対応は、本ガイドラインに基づき実施しています。児童生徒の皆さんに安心・安全な給食を提供するためのガイドラインですので、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

①ガイドラインの目的

各機関が、学校給食アレルギー対応に対して「できること」を明確にし、安心・安全な学校給食を提供することを目的にしています。また、施設設備および時間的制約に伴う「できないこと」も明確にしています。

②施設ごとに対応する方法が少し違います。

給食センター方式	対応内容	単独調理場方式	対応内容
【該当校】 谷村第一小学校 谷村第二小学校 都留文科大学附属小学校 東桂小学校 宝小学校 旭小学校(※1) 都留第一中学校 都留第二中学校 東桂中学校	1. 児童生徒が自ら除去 対策を行う 2. 代替食持参 3. 完全弁当持参 4. 除去食の提供 ※施設設備等の理由により <u>提供困難なため、</u> <u>「代替食」は提供しない</u> 5. 牛乳の停止	【該当校】 禾生第一小学校 禾生第二小学校	1. 児童生徒が自ら除去 対策を行う 2. 代替食持参 3. 完全弁当持参 4. 牛乳の停止 ※施設設備等の理由に <u>より提供困難なため、</u> <u>「除去食・代替食」は</u> <u>提供しない</u>

(※1) 旭小は、今年度まで単独調理方式なので、除去食の提供は 31 年度から可能になります。

③除去食の提供について

給食センターで除去食の対応をするアレルギー食品(表示義務のある食品のうち 5 品目)

卵 乳 落花生 えび かに
 (ピーナッツ)



※ 除去食とは、食物アレルギーの原因となる食品(アレルゲン)を調理過程で取り除いた食事を提供することです。給食センターでは、除去食の対応を 5 品目とし、可能な範囲で提供を行います。

※ 給食では、工場で生産される既製品を使用することもあります。また、給食センターで提供する給食や除去食は、同一施設内で食器や調理器具、揚げものを揚げる油などを共用して、調理を行っています。そのため、給食や除去食は、コンタミネーション¹の可能性があります。

(¹コンタミネーションとは、原材料としては使用していないにも関わらず、アレルギー物質が微量混入してしまうこと)

④アレルギー対応できる場合とできない場合があります。

◆対応ができる場合

◆対応ができない場合

○5品目そのものを食材として使う場合 例) かきたま汁、ちらし寿司の錦糸卵、炒め物のえび、クリームシチューの乳類 等	×5品目が料理の主原料として使われている場合 例) オムレツ、卵焼き、エビフライなど
○5品目が含まれる食材が工程上、除去が可能な場合 例) えび団子汁のえび団子(えび)、ドレッシング(卵、乳など) 等	×主食(主にパン)に5品目が含まれている場合 例) 乳:すべてのパン / 卵:バターロール、チョコクルクル、クロワッサンなど
	×既製品のつなぎ等で使われていて、給食センターでは除去が困難なもの 例) コロッケ等の揚げ物、既製品のグラタンなど

それ以外にも、給食センターの施設・設備・作業工程・作業人員を考慮して、5品目においても対応が困難なものについては、家庭から

代替食・お弁当を持参してください。

- 例) 極微量でも重篤なアレルギー症状を引き起こす場合
アレルギーの原因となる食品が多岐にわたる場合
食器や調理器具、油の共用ができない場合など



⑤事前にアレルギー対応の調査を行います。

アレルギー対応は年度ごとに更新します。アレルギーの状態を正しく知るために毎年「**食物アレルギー調査票**」を配付します。※新入生は「入学説明会」、在校生も年度が替わる前に児童・生徒を通して保護者に配布します。

食物アレルギー調査票

入学児童(生徒)名	姓
小学校・中学校名	男・女
保護者名	
保護者連絡先(昼間連絡できること)	

1 現在、食物アレルギーと思われる食品はありますか。

ある - ない → 質問はこれで終了です。

↓

「ある」と答えた方のみ2の質問に回答してください。

2 アレルギーの原因となる食べ物はなんですか。

食べ物の名前

3 学校生活においてその食物アレルギーへの配慮や管理を希望しますか。

学校未定は、学校校長、教頭、教務主任、保健委員、校医、栄養士の先生、児童委員の先生と連携して対応させていただきます。

希望する - 希望しない → 質問はこれで終了です。

↓

調査書類

- ・学校給食における食物アレルギー対応に関する情報の提出について(別紙1) ※説明資料
- ・学校保健会作成の学校生活管理指導票(様式2)
- ・食物アレルギー対応申請書(様式3-1)
- ・食物アレルギー対応票(様式3-2)

を配布します。

※様式2は医師の診断後、医師に直接記入してもらったうえ、再度学校に提出してください。様式3-1、様式3-2は保護者の方が記入のうえ、様式2と合わせて提出してください。

「食物アレルギー調査票」では、3つの質問をします。

項目の中で、食物アレルギーが「ある」、そして学校生活において食物アレルギーへの配慮や管理を「希望する」を選択した場合、個別に対応します。

希望者には関係資料を配布し、学校での面談などを通してアレルギーの対応内容を決定します。

※調査後の手続きの詳細は「都留市学校給食アレルギー対応ガイドライン」をご覧ください。

都留市学校給食アレルギー対応ガイドライン」は市のHPで公開しています。

トップ ⇒ 子ども・教育 ⇒ 学校 ⇒ 都留市学校給食アレルギー対応ガイドラインについて
(http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=40600)